⑱　役員及び教職員の給与の明細

（単位：千円、人）

区分		報酬又は給与		退職給付	
		支給額	支給人員	支給額	支給人員
役員	常勤	(97,325) 97,325	7	(1,080) 1,080	1
	非常勤	(—) 6,049	2	(—) —	—
	計	(97,325) 103,374	9	(1,080) 1,080	1
教職員	常勤	(14,026,365) 14,328,265	2,104	(1,191,096) 1,191,096	115
	非常勤	(—) 5,694,505	1,956	(—) 1,147	28
	計	(14,026,365) 20,022,770	4,060	(1,191,096) 1,192,243	143
合計	常勤	(14,123,691) 14,425,591	2,111	(1,192,176) 1,192,176	116
	非常勤	(—) 5,700,554	1,958	(—) 1,147	28
	計	(14,123,691) 20,126,145	4,069	(1,192,176) 1,193,323	144

㈱1．人件費の定義

常勤職員とは、「国立大学法人等の役員の報酬等及び教職員の給与の水準の公表方法等について（ガイドライン）」（総務大臣策定）に基づく、「常勤職員」、「在外職員」、「任期付職員」及び「再任用職員」から受託研究費等により雇用する者を除いた職員のことであり、非常勤職員とは、「常勤職員」、受託研究費等により雇用する者及び「ガイドライン」における「派遣会社に支払う費用」以外の職員のことです。

2．支給額欄には、承継職員等に係る支給額を内数にて（　）書きしております。

3．役員に対する報酬等及び教職員に対する給与及び退職手当の支給基準の概要

役　員：　学長　　基本給月額　1,129,000円
理事　　基本給月額　720,000円～834,000円
理事（非常勤）　基本給月額　300,000円
監事　　基本給月額　720,000円
監事（非常勤）　基本給月額　200,000円
常勤役員については、基本給のほか、該当者に対し特別都市手当、広域異動手当、通勤手当、単身赴任手当及び期末特別給を支給しております。
非常勤役員については、基本給のほか、通勤手当を支給しております。
退職手当の額は、在職期間1月につき、退職の日におけるその者の基本給月額に100分の12.5の割合を乗じて得た金額を支給しております。

教職員：　給与は、一般職の職員の給与に関する法律並びに人事院規則に準じて支給しております。
退職手当は、国家公務員退職手当法に準じて支給しております。

4．教職員の給与の「支給人員」は年間平均支給人員数で記載しております。

5．上記金額には、法定福利費及び賞与引当金繰入額を含んでおりません。